

## 当面する諸問題について

愛知県教育委員会教職員課  
課長補佐 齋藤 慎吾 氏

### 1 学校の働き方改革について

#### (1) 給特法の一部改正について

- ① 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)
  - ・「超勤4項目」以外の業務も含めて、勤務時間管理の対象となる
  - ・教育委員会が一定の措置を講ずる責務がある
  - ・「超勤4項目」以外も含め、校内での在校時間、校外での業務時間を合算
  - ・「改正給特法7条の「指針」に係るQ&A」(文部科学省連絡)より上限方針を教育委員会規則等によって定める必要
  - ・自己研鑽の時間…自主的に学術書・専門書を読む、論文執筆、研究会参加等
  - ・「在校等時間」に含まれない「その他の業務外の時間」  
勤務時間外での新聞、本等の読書、夕食、校務外のPTA活動、地域活動
  - ・自宅等への持ち帰り業務…在校時間に含まない
  - ・校長、教育委員会の責任…業務の縮減努力、校務分掌の適正化等  
縮減努力がなく、「在校等時間」の上限の大幅超過は責任を果たしていない
  - ・教職員の虚偽の記録…状況によっては信用失墜行為として懲戒処分等の対象
- ② 1年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)(第5条関係)
  - ※愛知県教育委員会では条例化していない
  - ・休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制  
業務の繁閑に応じた勤務時間を配分  
長期休業等において休日を中心して確保することを目的とする場合限定
  - ・制度の導入に当たって ※すぐに各学校で導入できるわけではない  
対象期間には長期休業期間等を含める  
具体的な期間を定める場合は対象期間の起算日を定める  
長期休業期間等において勤務時間を割り振らない日を連続して設定  
教職員に速やかにその旨を周知する
  - ・対象期間  
勤務日数の限度は、1年あたり280日  
勤務時間は1日の限度が10時間、1週間の限度が52時間  
勤務時間が48時間を超える週を連続させることができるのは3週以下  
3箇月ごとに区分した各機関で48時間を超える週は3回以下
  - ・連続して勤務させる日数の限度  
対象期間中は6日  
特定期間中は1週間に1日の勤務が割り振られない日が確保できる日数  
基本的には土日を週休日とすることが原則
  - ・育児、介護等を行う配慮を要する者については、必要な時間を確保の配慮
  - ・対象期間中の上限時間は月42時間、年320時間

- ・ 上限時間の範囲内になることが見込まれる場合に限り、制度の適用
- ③ 愛知県の条例・規則・方針について
  - ・ 義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正
  - ・ 愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・方針の制定
- (2) 愛知県小・中・義務教育学校の現状について
  - ① 在校時間等の調査結果から（愛知県教委調査）
    - ・ 80 時間超の教員の割合の減少
    - ・ 45 時間超（R2.2）の教員の割合は、小学校 40.1%、中学校 51.8%
  - ② 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（文科省調査）
    - ・ 規則等の整備の方向（R2）
    - ・ タイムカード等の客観的な把握の現状は、全国 72%、愛知 54.5%
    - ・ 留守番電話等の体制の整備をほとんどの市町村での推進
- (3) 学校の働き方改革を推進するために
  - ① 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進（文科省）
    - ・ 40 人学級から 35 人学級への引き下げ（今年度よりスタート）
    - ・ スクール・サポート・スタッフ、学習指導員等の予算規模の拡充
  - ② 「県立学校における働き方改革ガイドライン」（R3.5）
    - ・ 日常業務や在校時間の改善・削減例
  - ③ 県内小中義務教育学校における「正規に割り振られた勤務時間以外に従事した在校時間」の縮減に向けた取組から（R2.2）
  - ④ 「全国の学校における働き方改革事例集」（R3.3 文部科学省）から取組例

## 2 教職員評価について

- (1) 校長の教職員評価結果の給与反映について
  - ① 地方公務員法（第 23 条）…人事評価の根本基準、実施
    - ・ 愛知県職員の人事評価制度を参考にして教員評価制度の活用
    - ・ 令和 3 年度の校長の教職員評価結果を令和 4 年度の給与・勤勉手当に反映

## 3 人事上の諸課題について

- (1) 教職員の構成について…最高値 32 歳、最小値 55 歳
- (2) 定年延長について
  - ① 国家公務員法等の一部を改正する法律案
  - ② 定年の段階的引き上げ…令和 5 年より 61 歳の定年、2 年ごとに 1 年延長
    - ・ 昭和 42 年度生の教員から 65 歳定年の予定

## 4 不祥事の根絶に向けて

- (1) 教職員の懲戒処分等の内訳 R2 4 件（前年度比 減少）
- (2) 教職員が負うべき責任
  - ・ 行政上の責任 校長の管理責任 想定される学校現場（子ども）への影響
- (3) 不祥事が起こってしまったら
  - ・ 最悪を想定して 慎重に 素早く 誠意をもって 組織で対応
- (4) 不祥事が起こる主な原因 ※他人事ではない意識が大切
- (5) 昨今多くなってきた事例…SNS を利用した不適切な行為
- (6) 不祥事防止のための取組…チェックシートを活用したコンプライアンス面談等